

2 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 29 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 27 年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28 年度	85,644	47,723,689	1,507,441	6,782,800	14.2	13.7

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

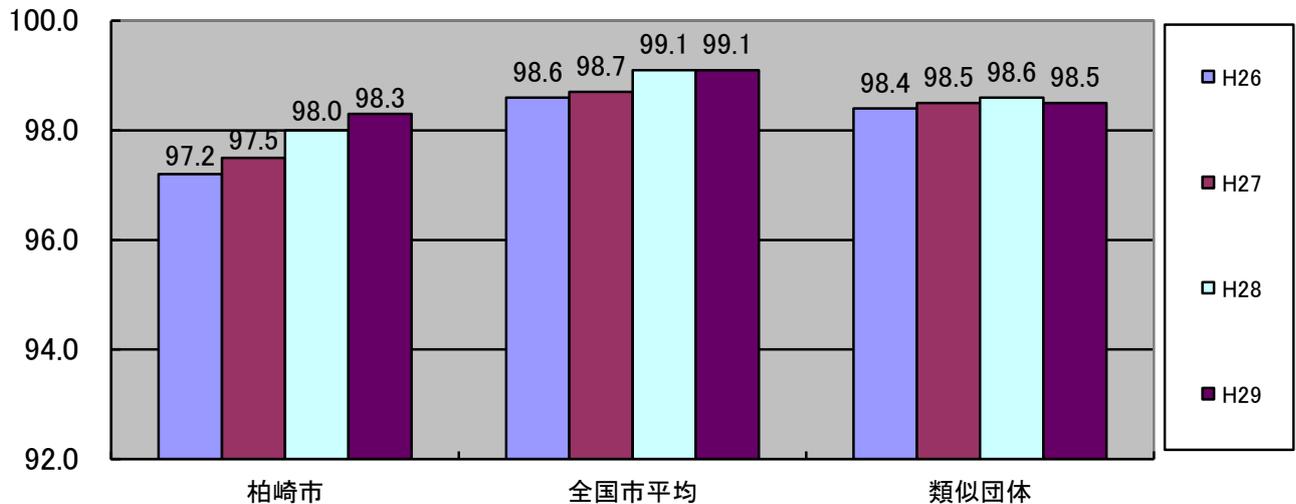
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均 1 人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28 年度	788	3,027,634	542,534	1,154,252	4,724,420	5,995	5,867

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員を 100 として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※H 2 9 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国との人員構成の相違により、経験年数 10 年以上 15 年未満、20 年以上 25 年未満、30 年以上 35 年未満の職員の平均給料月額が増加したため。

今後も人事委員会勧告制度を基本に、給与水準の適正化に取り組んでいく。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース 注2)
柏崎市	43.3歳	325,299円	383,275円	344,054円
新潟県	43.7歳	336,244円	412,968円	368,680円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.8歳	314,916円	384,971円	350,795円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柏崎市	55.6歳	28人	350,181円	362,968円	353,052円
うち清掃職員	56.2歳	2人	363,813円	378,763円	370,313円
新潟県	53.3歳	453人	350,582円	390,767円	373,968円
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円
類似団体	51.1歳	30人	309,081円	340,921円	326,053円

区分	参考
	年収ベース（試算値）の比較
清掃職員	6,222,298円

※ 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	37.1歳	292,336円	347,820円	307,501円
類似団体	38.0歳	294,908円	368,190円	332,137円

④福祉職（保育士等）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	40.4歳	301,455円	323,025円	305,666円
国	42.6歳	332,102円	—	385,159円
類似団体	37.3歳	272,536円	309,692円	291,135円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	総合職 191,700円 一般職 178,200円
	高校卒	146,100円	150,500円	一般職 146,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,425円	351,500円	372,463円	396,955円
	高校卒	221,300円	305,850円	345,686円	368,500円
技能労務職	高校卒	—	—	—	298,900円

(注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 該当する職員がない場合は、「—」としています。

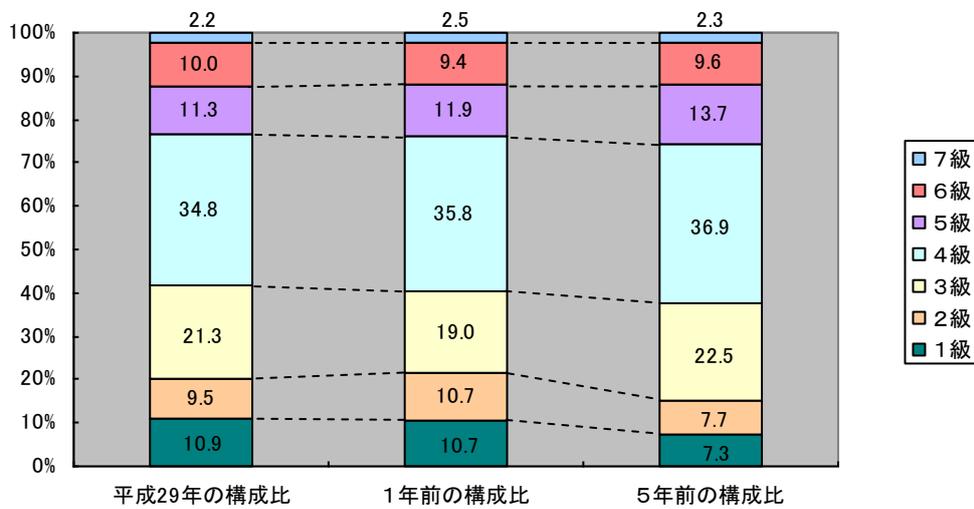
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師又はこれらに相当する職の職務	49人	10.9%	141,600円	246,600円
2級	高度の知識経験を必要とする主事等の職務	43人	9.5%	191,700円	303,400円
3級	主査の職務	96人	21.3%	227,900円	349,200円
4級	困難な業務を行い、又は高度の知識経験を必要とする係長等の職務	157人	34.8%	261,100円	380,200円
5級	課長代理、副主幹又はこれらに相当する職の職務	51人	11.3%	287,100円	392,200円
6級	課長、主幹又はこれらに相当する職の職務	45人	10.0%	317,700円	409,400円
7級	部長又はこれに相当する職の職務	10人	2.2%	361,800円	444,100円

(注) 1 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける適用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柏崎市	新潟県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,479千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,644千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15% ・管理職加算10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			平成30年6月	

(2) 退職手当

柏崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	7,128 千円	20,897 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支給実績(平成28年度決算)		20,728千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成28年度決算)		5,182,147円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
新潟市	3%	1人	3%
医師の特例措置	5.3~6.6%	3人	1.6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.0 (98.0)	

(注) ① 地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。当市で地域手当が支給されるのは、新潟市で勤務する職員及び医師のみです。

② 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当

区 分		全 職 種	
支給実績 (平成28年度決算)		4, 456千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		19, 894円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)		25.6%	
手当の種類 (手当数)		20	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務 (電話加入権の差押業務を除く。)	1件当たり 500円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300円
防疫等作業手当	従事した職員	感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務	日額 290円
		家畜伝染病の蔓延を防止するための業務	日額 380円
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件当たり 700円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	日額 500円
災害活動手当	自動車運転者	災害に出動し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 500円
	その他の職員		勤務1回につき 300円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出動し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 350円
	自動車運転者		勤務1回につき 250円
	その他の職員		勤務1回につき 170円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上15メートルを超える作業に従事する業務	勤務1回につき 200円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後9時から翌午前5時までの間、月2回以上招集される業務	2回目から勤務1回につき 1,000円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転 (同乗して行う運転の補助を含む。)	日額 1,000円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きょ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500円
危険手当	1 診療所に勤務する職員 (保健師、看護師を除く。)	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000円
	2 診療所に勤務する保健師、看護師		2 月額 2,000円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300円
粗大ごみ等収集作業手当	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500円
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500円

(注) 徴収手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満 (除雪作業手当にあつては2時間未満) であった場合は、支給額の100分の50とします。

(注) 防疫等作業手当のうち、家畜伝染病の蔓延を防止するための業務については、著しく危険であると市長が認める場合には、100/100に相当する金額を加算した額となります。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	260,718千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	308千円
支給実績 (平成27年度決算)	270,250千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	320千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円) 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 	79,064千円	220,235円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		26,610千円	266,101円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 (電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者 (自動車等使用者) 片道の使用距離に応じて2,900円 (2km以上4km未満) から最高33,700円 (60km以上) まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2 (上限3,000円) を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者は同じ。 交通用具利用者は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通用具利用者 国は片道の使用距離に応じ2,000円 (2km以上5km未満) から最高31,600円 (60km以上) まで支給 	49,177千円	71,169円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額26,000円に距離に応じて58,000円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		—千円	—円
宿日直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、勤務1回につき4,200円を支給	同じ		—千円	—円
特別勤務手当 管理職員	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等…11,000円 課長等…8,000円 管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等…5,500円 課長等…4,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給 週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、3,000円～6,000円を支給 	527千円	58,611円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給	同じ		11,352 千円	51,604 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務 1 時間につき、100 分の 135 の割合を乗じて得た額を支給	同じ		54,690 千円	158,984 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400 円 課長等・・・51,900 円	同じ		42,217 千円	670,123 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360 円～17,800 円を支給	同じ		4,582 千円	55,205 円

5 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	901,000 円		
	副市長	704,000 円		
	教育長	605,000 円		
報酬	議 長	491,000 円		
	副議長	420,000 円		
	議 員	394,000 円		
期末手当	市 長 副市長 教育長	(平成 29 年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成 29 年度支給割合) 3.25 月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副市長	901,000 円×在職月数×0.52	22,488,960 円	退職時 (在職期間通算)
	教育長	704,000 円×在職月数×0.34	11,489,280 円	同 上
寒冷地手当	市 長	605,000 円×在職月数×0.20	5,721,600 円	同 上
	副市長	一般職の職員の例に準じて支給		
	教育長			

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

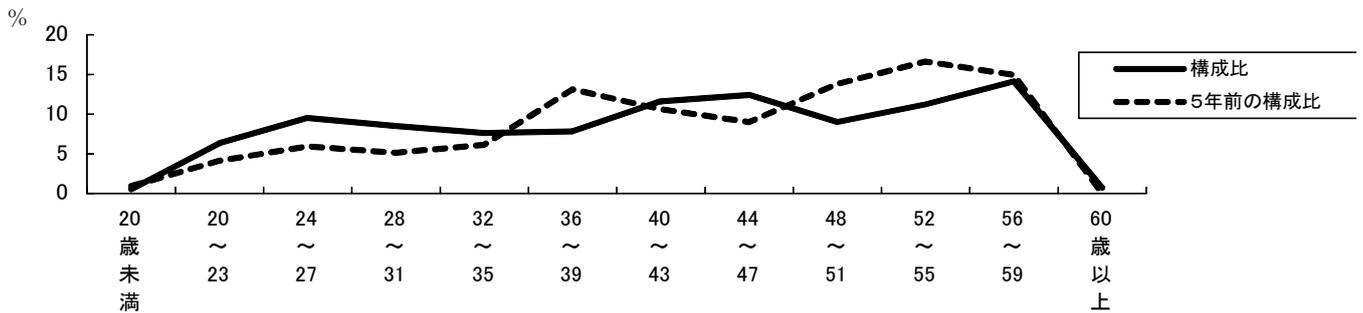
部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		28年度	29年度			
普通会計部門	一般行政	議会	5	6	1	専門委員会業務充実に伴う増
		総務税務	175	175		
		民生	194	190	▲4	保育園の統廃合による減
		衛生	60	55	▲5	被災地派遣業務の終了などによる減
		農林水産	43	42	▲1	林業水産業に関する組織見直しによる減
		商工労働	23	28	5	定住促進に関する業務の移管などによる増
		土木	77	75	▲2	道路維持修繕に関する組織見直しによる減
	計	577	571	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 55.72人)	
	教育部門	66	67	1	水球関連業務充実に伴う増	
	消防部門	145	145			
小 計	788	783	▲5	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.70人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.33人)		
公営企業等会計部門	病院	18	17	▲1	フルタイムの再任用職員が短時間勤務となったことによる減	
	水道	36	36			
	下水道	26	26			
	その他	68	68			
小 計	148	147	▲1			
合 計		936 [1,022]	930 [1,022]	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.55人	

(注) 1 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 人口1万人当たりの職員数については、地方公務員定員管理調査における平成29年1月1日現在の人口に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	59人	88人	79人	71人	73人	108人	115人	84人	104人	131人	13人	930人

(注) 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移

(単位 ; 人・%)

年度 部門別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政部門	601	581	579	577	577	571	▲30 (▲5.0%)
教 育	63	63	68	66	66	67	4 (6.3%)
消 防	143	144	144	142	145	145	2 (1.4%)
普通会計計	807	788	791	785	788	783	▲24 (▲3.0%)
公営企業等会計計	150	146	150	149	148	147	▲ 3 (▲2.0%)
計	957	934	941	934	936	930	▲27 (▲2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員数は、一般職に属する職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成27年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成28年度	3,295,275千円	△69,379千円	175,184千円	5.3%	5.1%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	28人	112,179千円	19,175千円	43,830千円	175,184千円	6,257千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	45.0歳	343,547円	521,382円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	
1人当たり平均支給額 (平成28年度)	
1,565千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.70月分
(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

柏 崎 市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	21,766千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成28年度決算）		25千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		2,485円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		35.7%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用し、て行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	9,877千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	380千円
支給実績（平成27年度決算）	9,102千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	350千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円) 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 	3,253千円	180,694円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		1,225千円	306,300円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円(2km以上4km未満)から最高33,700円(60km以上)まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2(上限3,000円)を支給 	同じ		1,367千円	56,950円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円 	同じ		1,246千円	622,800円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,400円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,024千円	88,000円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	158千円	15,750円
勤務手当 管理職員特別	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円 	同じ		—千円	—円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成27年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成28年度	2,890,524千円	258,654千円	232,074千円	8.0%	7.7%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	36人	146,143千円	28,764千円	57,167千円	232,074千円	6,447千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	43.7歳	351,102円	537,209円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	
1人当たり平均支給額 (平成28年度)	
1,588千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.70月分
(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

柏 崎 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	20,804千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成28年度決算）		158千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		9,321円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		47.2%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	15,604千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	488千円
支給実績（平成27年度決算）	16,605千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	503千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 （ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円） 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 	5,533千円	240,565円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		324千円	324,000円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高 55,000 円まで支給 ・交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて 2,900 円（2 km 以上 4 km 未満）から最高 33,700 円（60 km 以上）まで支給 ・パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の 1/2（上限 3,000 円）を支給 	同じ		2,327千円	77,577円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <p>部長等・・・66,400 円 課長等・・・51,900 円</p>	同じ		2,042千円	680,800円
宿日直手当	<p>職員が宿直及日直勤務をしたときに支給</p> <p>支給単価5,400円</p>	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,431千円	86,821円
待機手当	<p>職員が待機を命じられたときに支給</p> <p>支給単価 1,500 円</p>	異なる	一般行政職は制度なし	341千円	16,214円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000 円 課長等・・・8,000 円 ・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500 円 課長等・・・4,000 円 	同じ		－ 千円	－ 円

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成27年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成28年度	5,032,340千円	351,782千円	157,849千円	3.1%	3.1%

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成28年度	26人	102,103千円	16,021千円	39,725千円	157,849千円	6,071千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	43.9歳	341,540円	505,926円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏崎市	
1人当たり平均支給額（平成28年度）	
1,528千円	
（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.70月分
(1.45)月分	(0.80)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

柏崎市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	20,572千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

区分	全職種		
支給実績（平成28年度決算）	18千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	1,618円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	42.3%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円

危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円
--------	--------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	7,713千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	309千円
支給実績（平成27年度決算）	6,844千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	274千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 （ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円） 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 	4,458千円	262,235円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		—千円	—円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	同じ		1,419千円	70,928円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		623千円	622,800円
宿直手当	職員が宿直及び日直勤務をしたときに支給 支給単価5,400円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,557千円	81,921円

待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価 1,500 円	異なる	一般行政職は制度なし	233千円	16,607円
管理職員特別 勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000 円 課長等・・・8,000 円 ・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500 円 課長等・・・4,000 円 	同じ	/	－ 千円	－ 円